

別添

鳥取県 OpenRoaming 接続アプリケーション及び認証中継サーバの構築・運用業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県 OpenRoaming 接続アプリケーション及び認証中継サーバの構築・運用業務（以下「本業務」という）

2 概要

(1) 業務の目的

国内外を問わず旅行者等を対象に、利用者が通信コストを気にすることなく、シームレスかつセキュアに情報を収集及び発信できる利便性と安全性を両立した公衆無線 LAN 環境を提供する。

そのために、発注者が別途調達する OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN アクセスポイントに、利用者が接続するために必要となるプロファイルを提供するアプリケーション、OpenRoaming 用認証中継サーバの構築及びそれらの運用を本業務で行う。

※OpenRoaming とは Wireless Broadband Alliance (WBA) が展開を進めている 国際的な無線 LAN ローミング基盤であり、1つのアカウントで世界中の OpenRoaming 対応アクセスポイントを利用でき、自動接続で利便性が高く、偽基地局や盗聴に対しても安全という特徴を備えている。

(2) 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

ア OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN に接続するための接続アプリケーションの構築及び運用

イ 発注者が指定する OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN アクセスポイント（以下「指定 AP」という）と OpenRoaming 認証基盤を中継する認証中継サーバの構築及び運用

ウ 本業務に係る公衆無線 LAN の周知と利用促進に係る資料等の作成

(3) 業務期間

ア 本業務の業務期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

イ 本業務の運用期間は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、契約締結日から令和 6 年 11 月 29 日までに構築（以下「構築業務」という）を完了すること。

なお、接続試験用のアクセスポイントを除き、指定 AP は、令和 6 年 12 月 1 日から順次接続するものとする。

(4) 提出物

本業務の提出書類及び部数は次のとおりとするが、電子データも提出すること。

なお、電子データ媒体は、CD-R 又は DVD-R とし、電子データの形態については Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又は PDF とすること。ただし、ロゴマークは、Adobe Illustrator 形態とすること。

提出書類	提出期限の目安	部数
ア 業務実施計画書 業務概要、業務工程表、作業体制、緊急連絡体制、接続試験要領書等を記載すること。	契約締結後、発注者と協議の上、速やかに	1
イ アクセスポイント設置者向け OpenRoaming 認証中継サーバ接続手順書	11月29日まで	1
ウ 利用者向け接続説明書	11月29日まで	1
エ ロゴマーク（カラーの防水ステッカー）	11月29日まで	100
オ 周知や利用促進用のチラシ（カラー）	作成後速やかに	1
カ 構築完了報告書 ・接続試験結果報告書（試験状況写真を添付すること。） ・運用及び保守体制図等運用に係る書類を添付すること。	構築完了後、10日以内又は11月29日までのいずれか早い日	1
キ 業務完了報告書 運用に係る報告書を添付すること。	業務完了後、10日以内	1

ク 発注者との協議議事録	協議後速やかに	1
ケ その他必要な書類	適時	別途

(5) その他

- ア 本業務を実施するに当たり、受注者は主体的に関係各所と綿密な調整を行うこと。
- イ 発注者において本業務に係る協議や説明等が必要となった場合、協議や説明の資料等の作成を支援すること。また、必要に応じて協議や説明会等に参加すること。
- ウ 発注者は電気通信事業者の登録等を行わないものとし、本業務で構築した認証中継サーバの公衆無線 LAN に係るサービスは、受注者が提供するものとする。

3 基本要件

(1) OpenRoaming 接続アプリケーション

ア 概要

OpenRoaming に接続しようとするユーザーアカウントの利用者確認を行った上で、OpenRoaming に接続するための設定プロファイルを利用者の端末にインストールする機能を提供する。

イ アプリケーションの提供形態

アプリケーションは WEB アプリケーションとし、特定のブラウザの固有機能に依存しないように、以下のブラウザに対応すること。

- (ア) Microsoft Edge
- (イ) Mozilla Firefox
- (ウ) Safari
- (エ) Google Chrome
- (オ) その他（利用者が多く発注者及び受注者が必要と認めるブラウザ）

ウ 多言語対応

アプリケーションは、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）及び韓国語を含む多言語に対応すること。

エ 操作性

利用者にとって使いやすいよう、アクセシビリティに配慮したユーザーインターフェースの設計を行うこと。

オ 対応 OS

アプリケーションは、以下の OS に対応すること。OS のバージョンは、令和 6 年 6 月 1 日現在サポートが継続されているバージョンを対象とする。

- (ア) Android
- (イ) iOS
- (ウ) iPadOS
- (エ) Windows
- (オ) MacOS

カ 利用規約の制定及び周知

受注者は、アプリケーションを提供する事業者として、利用者が遵守すべき事項やサービスの提供条件及び接続に関する利用規約、プライバシーポリシーに関する規約をウの多言語で策定し、受注者の WEB サイト上に掲載して周知すること。

キ 本人性確認

OpenRoaming に接続するための設定プロファイルの取得にあたって、Google、Apple、LINE のアカウントを含む複数の認証方法による利用者確認を行うこと。

ク 設定プロファイルの削除

取得した設定プロファイルを利用者の操作により削除できること。削除にあたっては、利用者が端末にインストールしている OpenRoaming への接続と関係の無い他のアプリケーションやデータに影響が及ばないようにすること。

ケ 自動接続のオンオフ切替

利用者端末の対応 AP への接続について、利用者端末の OS に実装された機能を利用して、

自動または手動での接続を切り替えられるようにすること。

コ バージョンアップ等への対応

OS 提供者のポリシー変更や OS のバージョンアップ及びブラウザのバージョンアップ等により、基本要件を満たすためアプリケーションの修正が必要となった場合は、本業務内で対応すること。

サ 利用者向け対応窓口の設置

(ア) アプリ利用者の問い合わせに対応する窓口を設け、カの WEB サイトで周知すること。

(イ) 問い合わせは、365日受付可能とし、メール対応は24時間、電話受付時間は8時30分から17時の対応を可能な体制とすること。

(2) 認証中継サーバ

ア 概要

無線 LAN アクセスポイントへの接続を試みる端末 (サブリカント) からの 802.1x 認証要求を JP HUB (Cityroam) へ中継し、認証サーバから得た認証結果を当該無線 LAN アクセスポイントへ応答すること。

イ 利用情報の提供

(ア) 概要

OpenRoaming プロファイルの利用状況や eduroam による認証状況など認証中継サーバ及び IdP を利用した認証状況を収集及び分析し、利用状況を可視化する機能を提供する。

(イ) 機能要件

a 指定 AP ごとに日次及び月次の認証リクエスト数を集計及び表示できること。

b サブリカント毎の認証 (接続日時、接続時間等) 記録の確認及びそれを基にした指定 AP を跨いだ動線の分析ができること。

c プロファイルの生成時に属性情報を収集している場合、属性情報を基に利用状況を集計できること。

d 12月1日以降の利用状況のデータを月次ごとに集計可能とし、毎月発注者に前月分の利用状況データ (資料) を提供すること。データの種類、出力形式、提出様式又は閲覧方法及び提供時期は、発注者と受注者で協議して定める。

(ウ) セキュリティ要件

a 集計結果やログデータについては、12か月以上保管可能であること。

b 捜査機関等外部から本業務に関係 (ログデータ等収集したデータに関するものを含む) する照会があった場合は、速やかに発注者に連絡し対応を協議すること。

c 個人情報に関わる内容は、認証中継サーバに保持しないものとする。

(エ) その他

a (イ) の他に本業務の目的や今後の発注者の施策展開等に有用な情報の収集が可能な場合は、その内容を提案し、発注者と協議の上、記録・分析する内容を決定すること。

b 本業務で収集可能な指定 AP の利用データは、発注者が管理運用しているデータ連携基盤への API 連携を想定している。受注者はデータ連携基盤へのデータ提供について協力することとし、詳細は、発注者と受注者が協議して定める。

ウ 接続仕様及び接続条件

(ア) 認証中継サーバと指定 AP との間の接続方式と認証方式は、次のいずれかの方式により保護を行えること。

a 接続方式：インターネット、認証方式：Radsec

b 接続方式：インターネット VPN、認証方式：RADIUS

c 接続方式：閉域接続 (専用線)、認証方式：RADIUS

(イ) 認証中継サーバと指定 AP の接続に必要な認証中継サーバの接続仕様や接続条件を発注者又は発注者が指定する者に提供すること。当該情報に更新があった場合も同様とする。

(ウ) 受注者は、指定 AP と認証中継サーバと接続させ、OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN 環境が提供できるよう認証中継サーバの設定を行うこと。また、指定 AP の接続設定、接続試験及び運用等に協力すること。

エ 認証中継サーバ接続費用

(ア) 認証中継サーバと指定APの接続及び運用に係る一切の費用は、本業務に含まれるものとする。

(イ) 認証中継サーバに接続する指定APの接続数は200以上とする。将来の接続数の増加を見込み、容易に接続数を増やせるしくみとすること。

オ Cityroam 等への接続費用

本業務期間における Cityroam への接続費用等、機能要件の実現にあたって必要な一切の費用は本業務に含む。

カ 認証中継対象 SSID

認証中継する SSID は次の通り。

(ア) Tottori_Free_Wi-Fi_OpenRoaming (仮)

※本業務で独自に設定する SSID とし、発注者及び受注者で協議して定める。

(イ) Cityroam

(ウ) eduroam

(エ) キャプティブポータル対応 SSID

本業務で提供する公衆無線 LAN は、利用者端末に対応するプロファイルが必要となることから、プロファイルを未所有の利用者が指定APを提供する施設で容易に設定プロファイルを手に入れるよう、案内用の Web ページだけに接続するための SSID を用意すること。

利用者が SSID に接続した際に、ブラウザなどのキャプティブポータルで利用開始画面を表示し、かつ、発注者が指定するウェブサイトのみアクセスできるよう制限を可能とすること。

(オ) その他発注者が指定する SSID

キ 運用及び監視

(ア) 2 (3) イの運用期間中は、24 時間 365 日の運用とし常時監視を行うこと。指定APに対して、運用及び監視の協力を行うこと。

(イ) 障害の発生時には以下の対応を基本とし、可及的速やかな回復に努めること。

a 障害通知時間 障害確認後、速やかに発注者へ電話及びメール等で連絡すること。

b 障害原因報告 原因が確認され次第、速やかに発注者へ報告すること。

c 障害復旧時間 速やかに復旧を完了すること。

d 再発防止等 発生した障害に対して、速やかに原因や影響範囲を検証の上、再発防止や影響範囲の極小化等の対策を行い発注者に報告を行うこと。

(ウ) 認証サーバが接続する JPHUB や eduroam JP など、他の認証基盤または認証基盤への接続に障害が発生した場合は、障害状況の把握に努めるとともに、発注者及び関係者への情報提供を行うこと。

(エ) 2 (3) イの運用期間中に OpenRoaming 接続アプリケーション及び認証中継サーバの障害等により、公衆無線 LAN 環境が提供できなかった場合、速やかに発注者に報告するとともに、発注者と受注者で協議を行い、支払額の減額等の取り扱いを決定する。

ク 対応窓口の設置

発注者や認証中継サーバを利用する指定APの管理者に対し、問い合わせ等に応じる窓口を設けるとともに当該管理者に連絡先や対応時間等を周知すること。対応時間は、平日の8時30分から17時を含み、指定APの管理者ごとに柔軟に対応すること。

(3) セキュリティ

ア 認証中継サーバ及び IdP は国内法が適用される国内のデータセンターに設置すること。

イ データセンター運用部門は、情報セキュリティマネジメントシステム (以下、「ISMS」という) 適合評価制度に基づく ISMS 認証又はこれと同等の認証を取得しているか、若しくは同等の情報セキュリティ管理システムを確立していることを証明可能であること。

ウ 本業務の構築に使用する情報機器等について、セキュリティパッチが公開された場合、速やかに適用判断を行い、適切に対応すること。

エ マルウェア対策、不正アクセス防止及び改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。

オ 発注者からセキュリティに係る問い合わせや確認があったときは、適切に対応すること。

4 接続試験及び試験運用

- (1) 発注者が別途指定する対応APで、アプリケーションの動作確認及び認証中継サーバによる認証中継接続の確認を行うこと。
- (2) 本業務に必要な接続試験がすべて完了した時は、発注者に連絡するとともに試験運用を行い、認証中継サーバ等の運用や保守体制に問題のないことを確認すること。

5 周知と利用促進

- (1) OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN の周知及び利用促進のため、発注者の承認の上、ロゴマーク、周知用チラシ及び利用者向けマニュアル等を作成し、発注者の指定する者と協力して、指定APの管理者等へ配布及び説明を行うこと。
- (2) 発注者が当該業務に関するホームページを作成又は更新する場合は、資料の作成や提供等補助を行うこと。

6 経費

- (1) 必要経費（受注者負担分）
 - ア OpenRoaming 接続アプリケーション及び認証中継サーバ構築、並びに認証中継サーバと指定APとの接続に係るすべての費用を含む。
 - イ 構築業務完了後に開始する運用に係るすべての費用を含む。
 - ウ ロゴマーク、周知用チラシ及び利用者向けマニュアル等のデザインを含む作成に係るすべての経費と5に係る経費をすべて含む。
 - エ その他、(2)を除く本業務の実施に要する経費。
- (2) 対象外の経費
指定AP機器の整備、設置及び運用に係る経費

7 一般事項

- (1) 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 資料提供
 - ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
 - イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等（以下「提供資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
 - ウ 受注者は、この契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は提供資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく提供資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
 - エ 発注者及び受注者は、アからウにおける提供資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。
- (3) 再委託の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務の契約金額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本仕様書の一切の義

務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(4) 守秘事項等

ア 受注者は本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密（指定APを利用者とする利用者の利用履歴や各種設定情報等を含む。）を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエは、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(5) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(7) 著作権

ア 本業務のうち、2（4）ウからキの成果品に係る著作権は、全て（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）第27条及び第28条の権利を含む。）発注者に譲渡するものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(8) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(9) 本仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(10) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等（情報セキュリティインシデントを含む）の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(11) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(12)ア又はイの損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(12) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたも

のについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たる。

(13) 責任の制限

発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての履行を免れ、発注者は、当該部分に係る費用の支払義務を免れることができる。

(14) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務の構築業務を令和6年11月29日までに完了することとし、構築業務が完了した日から10日以内又は令和6年11月29日までのいずれか早い日までに2(4)カの構築完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 受注者は、本業務をすべて完了したときは、業務完了後10日以内に2(4)キの業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

ウ 発注者は、アの構築完了報告書又はイの業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に当該業務の完了を確認するための検査をそれぞれ行わなければならない。

エ 発注者は、ウに基づき検査を行った結果、当該業務を合格と認めるときは、その旨を受注者にそれぞれ通知しなければならない。

オ 受注者は、ア又はイに基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

カ ウ及びエは、オの再検査の場合において準用する。

(15) 契約金額の支払等

ア 受注者は、本業務がすべて完了し(14)エ((14)カにおいて準用する場合を含む。)のすべての業務の通知を受理した後、発注者に契約金額を請求する。

イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る契約金額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(16) 違約金

発注者は、受注者が2(3)イの構築の期限までに構築業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額から既完了部分(受注者が既に業務を完了した部分のうち、発注者が認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として乙に請求することができる。

(17) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(18) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(19) 任意解除

ア 発注者は、(20)又は(21)によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アによりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(20) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(18)アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アによりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(21) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務の目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(20)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アによりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照

らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(22) 解除の制限

(20) ア (ア) から (エ) 及び (21) ア (ア) から (エ) までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(20) 及び (21) によるこの契約の解除をすることができない。

(23) 賠償の予定

受注者が (21) ア (オ) に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(24) 個人情報の保護

ア 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

イ 受注者は、(3) により本業務を受注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(25) 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(26) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(27) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、7の一般事項を本業務に係る契約書に記載した場合は、該当部分を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 7の一般事項を本業務に係る契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、趣旨を変えない範囲内で用語を変更する場合がある。